

議案第84号

幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幕別町議会議員の期末手当に関する条例（昭和32年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「100分の267.5」を「100分の272.5」に改める。

第2条 幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、次の各号に掲げる割合」を「100分の222.5」に改め、各号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。